

大船渡市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市が定める耐震改修促進計画に基づき、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の1戸建住宅で、居住部分を2分の1以上有し、地上階数が2以下のものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき行う一般診断法により木造住宅の耐震性能を評価することをいう。判定の基準となる値は、一般診断法による上部構造評点（以下「判定値」という。）であり、住宅の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、判定値が1.0未満と判定された場合において、当該住宅の判定値を1.0以上とするための改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者（法人を除く。）で耐震改修工事を行う者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、市内に存する旧基準木造住宅の耐震改修工事とする。ただし、国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震改修工事費
- (2) 耐震改修工事を行うために必要な既存仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する工事費
- (3) 前2号に係る設計費及び工事監理費

(補助金額)

第6条 1戸当たりの補助金の額は、補助対象経費の5分の4に相当する額以内の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、115万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び変更申請)

第7条 この要綱による補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事に着手する前に木造住宅耐震改修支援事業補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。申請内容に変更が生じたときも同様とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付又は変更交付を決定し、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定（変更）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 申請者は、補助金の交付決定後又は変更交付決定後、速やかに耐震改修工事に着手するものとする。

(工事の中間検査)

第10条 市長は、当該耐震改修工事が適正になされているか、申請者に通知の上、その敷地内又は木造住宅の内部に立入り、中間検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査の結果により、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、当該耐震改修工事が適切に行われるよう申請者に指導を行うものとする。この場合において、申

請者が指導に従わないときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(工事の中止)

第11条 申請者は、耐震改修工事を中止又は廃止しようとするときは、速やかに木造住宅耐震改修支援事業中止(廃止)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第12条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、木造住宅耐震改修支援事業完了実績報告書(様式第4号)に関係書類等を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書その他の関係書類、現地調査等の結果により、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認めるときは、当該耐震改修工事について申請者に指導を行うものとする。この場合において、申請者が指導に従わないときは、第10条第2項の規定を準用する。

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定により提出された完了実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は、前条の規定による通知書を受けたときは、木造住宅耐震改修支援事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付条件又は関係法令に違反したとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支払われているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 大船渡市木造住宅耐震補強工事助成事業補助金交付要綱(平成17年大船渡市告示第96号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。